

令和7年度

K-ねっと全国セミナー

参加費
無料



知って、学んで、活用しよう！

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

Zoomミーティング YouTubeライブ配信

コーディネーター

NPO法人尾張東部権利擁護支援センター
センター長 住田 敦子氏

講師

和歌山弁護士会 堀江 佳史氏
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
上山 浩司氏

2026.

3.12 木

12:55-16:30

参加対象

成年後見制度に
関心のある方

定員

1500名

*先着順



Zoom
500名



YouTube
1,000名

申込方法

申込サイトよりお申込みください

申込
期限

2026.2.17 火



<https://forms.gle/2jB8bAbBAtX5jM2CA>

※同所属から複数名申込する場合も、必ず1名ずつ申込フォームよりお申込みください。
※登録時に申込確認メールが送信されます。メールアドレスの入力間違いが無いようご確認ください。また、外部からのメールが受け取れるメールアドレスをご入力ください。
※ライブ配信1週間前を目安に当日資料とURL等を掲載した「受講者研修サイト」のご案内を参加登録いただいたアドレスにメールにて送ります。
※申込フォームに記載された個人情報は、本セミナーの運営管理の目的にのみ利用させていただきます。

本セミナーはライブ配信のみとなります。後日アーカイブ配信はございません。

※申込時に受講方法を選択してください。
定員になり次第、締切とさせていただきます。



趣旨

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

財産を管理したり、介護・福祉サービスの利用や施設入所・入院の契約をしたり、法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合や、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う場合もあります。このように、ひとりで決めることに不安のある方々に対して、ご本人の意思を尊重（意思決定支援）しながら、法的に保護し、権利を守る人として後見人等を選任する制度です。

任意後見制度とは、ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

成年後見制度は制度の見直しについて議論が行われ、今後法改正が行われる予定ですが、本セミナーでは、ご家族のこととしてはもちろん、ご自身のこれからを考えたときに知っておきたい成年後見制度の基礎知識について現行の制度をもとに学びます。

※本セミナーは、令和7年2月25日実施のセミナーと内容が重なるものとなります。

プログラム

- 12:30 ● 入室開始 研修時の録画・録音、写真撮影はご遠慮ください。
- 12:55-13:00 ● オリエンテーション
- 13:00-13:05 ● 挨拶
厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
- 13:05-13:30 ● 導入講義 「成年後見制度のレシピ」
NPO法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏
- 13:30-14:30 ● 講義① 「法定後見制度の基礎知識」
和歌山弁護士会 堀江 佳史氏
- 14:30-14:40 ● 休憩
- 14:40-15:40 ● 講義② 「任意後見制度の基礎知識」
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏
- 15:40-16:30 ● ディスカッションとまとめ

知って、学んで、活用しよう！

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

